

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 20 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 5 条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第 7 条の 2 法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 3 項に規定する徴収の猶予(以下この章において「徴収の猶予」という。)又は同条第 5 項に規定する徴収の猶予期間の延長(以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る金額をその期間内の各月(町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

- 2 町長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は納入期限の納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 町長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期

限の納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該延長を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第7条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき、徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入するかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入する場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 徴収の猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項
- 4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。
- 5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 徴収の猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
- 6 法第 15 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。
- 7 法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、20 日とする。
- (職権による換価の猶予の手続等)

第 7 条の 4 町長は、法第 15 条の 5 第 2 項において準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、法第 15 条の 5 第 1 項の規

定による換価の猶予をする金額を当該換価の猶予をする期間内の各月(町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の手続等)

第7条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 町長は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする金額を当該換価の猶予をする期間内の各月(町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第7条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難になる事情の詳細

(2) 第7条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納

入期限の納付金額又は納入金額

5 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 7 条の 3 第 2 項から第 4 項までに掲げる書類とする。

6 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第 7 条の 3 第 1 項第 6 号に掲げる事項
- (2) 第 7 条の 3 第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (3) 第 4 項第 3 号に掲げる事項

7 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、20 日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第 7 条の 6 法第 16 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が 100 万円以下である場合
- (2) 猶予期間が 3 月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第 15 条第 3 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」を加える。

第 19 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「第 10 号の 7」を「第 10 号の 10」に改める。

第 22 条第 1 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 25 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び氏名又は名所」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 27 条第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 27 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に、「地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第 33 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 2 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第 36 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第 11 項中「及び同条第 38 項」を「、同条第 40 項及び第 15 条の 8 第 4 項」に

改め、同項第 5 号中「第 15 条第 38 項」を「第 15 条第 40 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する条例で定める割合 3 分の 2

附則に次の 1 項を加える。

(平成 28 年度分の軽自動車税の税率の特例)

14 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車について、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車

第 29 条第 2 号ア (イ)	3,900 円	1,000 円
第 29 条第 2 号ア (ウ)	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

(2) 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)

第 29 条第 2 号ア (イ)	3,900 円	2,000 円
第 29 条第 2 号ア (ウ)	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円

	5,000 円	2,500 円
--	---------	---------

- (3) 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

第 29 条第 2 号ア (イ)	3,900 円	3,000 円
第 29 条第 2 号ア (ウ)	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 20 条の 2 第 1 項及び附則第 11 項の改正規定 公布の日
 - (2) 第 15 条第 3 項、第 19 条第 2 項第 1 号、第 22 条第 1 項第 1 号、第 23 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 25 条第 2 項第 1 号、第 27 条第 1 項第 1 号、第 27 条の 2 第 1 項第 1 号（「住所及び氏名又は名称」を「住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める部分に限る。）、第 33 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号、第 36 条第 2 項第 1 号並びに附則第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号の改正規定 平成 28 年 1 月 1 日
 - (3) 第 7 条の次に 5 条を加える改正規定、第 19 条第 2 項各号列記以外の部分、第 25 条第 2 項各号列記以外の部分、第 27 条の 2 第 1 項第 1 号（「住所及び氏名又は名称」を「住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める部分を除く。）、

第 33 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 36 条第 2 項各号列記以外の部分の改正規定並びに附則に 1 項を加える改正規定 平成 28 年 4 月 1 日

(徴収猶予に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)第 7 条の 2、第 7 条の 3 及び第 7 条の 6 の規定(地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。)附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。)第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)は、前項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

(職権による換価の猶予に関する経過措置)

- 3 新条例第 7 条の 4 及び第 7 条の 6(新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

(申請による換価の猶予に関する経過措置)

- 4 新条例第 7 条の 5 及び第 7 条の 6(新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に新法第 15 条の 6 第 1 項に規定する納期限が到来する町の徴収金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 新条例附則第 11 項第 6 号の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築された平成 27 年改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサ

ービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。